

第3回佐久市都市計画審議会（要約）

・開催日時：平成30年7月24日（火）

午後2時00分～4時

・開催場所：佐久市役所南棟3階 大会議室

【辞令交付式】

1 辞令交付

【審議会】

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）議事録署名委員の指名

（2）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第2回）議案の処理状況等報告

（3）調査審議

《調査審議① 佐久都市計画道路の変更（素案）について》

《調査審議② 佐久都市計画用途地域の変更（素案）について》事務局より説明

（委員）

質問ですけれども、6ページにある取出中央線を、毎日車で通っているのですが、跡部の入口から跡部の北のところ、28年度には廃止となっていたのが、今度変更になったというふうにおっしゃっていますが、これはもう整備しないという意味ですか。25-1と25-2は跡部の方の生活道路ですが、そこは整備をしないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

（事務局）

そうです。そちらの方の整備はしません。現在の国道254号を計画道路としまして、先程ご質問のありました25-1の区間と25-2の区間につきまして、整備をしないで国道254号のほうに振り替えるというものでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

今色々説明を聞いたんですが、今日のこういった説明は、この都市計画道路見直しスケジュールを見ますと平成26年度から色々協議した結果、こうなったということですよね。私たちは26年度からきていなかったの、そんなに決まっているのかと驚いたのですが、色々協議をした中で、本日の説明があったということですよね。スケジュールに則って専門の人たちが色々やったわけですから正しい決定だと思います。だから、今日ここで廃止や変更がおかしいという意見を出す場所ではないんですよ。

(事務局)

そうですね、はい。

(委員)

26年度から、26、27、28、29ときて、今日は素案ですから、概ねこういうふうに決まりましたよということですが、用途変更についても道路の変更が決まれば自然に決まってしまうわけですから、都市計画道路の見直しや変更が重要だと思います。だから、それが決まって、地区の説明会もやったりと色々やっていますので、スケジュール通り手続きをやってきたということなんですよ。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

ここで廃止は困りますよと色々言っても、そういう意見を出す場所ではないということですかね。その辺を確認したいのですが。

(事務局)

この案を持ちまして、地元説明ですとか、スケジュール通りに行ってきたというのは事実でございます。あくまでも都市計画審議会という会議は、そういった会議以上の位置づけの会議でございます。こちらに素案を通しまして、ここでダメということであれば、それはダメということもありえないことではありません。要するに、今まで手続きを踏んだから、この会議では変えられないのかといったら、そういうものではありません。どうしてもここがおかしいということであれば、それは協議なり、検討なりということは考えられます。しかし、今までのスケジュール、経過を踏まえた中で、この会議でお認めをいただきたいという素案の段階で、こちらの会議にかけて、段階を追って説明をして、最終的には告示をしていくという中の一つの過程でございますので、今までスケジュール通りにやったから、この会は何も意見が言えないという捉え方はしていただかなくて結構です。今回の会議の中で出た意見は、尊重させていただきたいと思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

(委員)

都市計画審議会がやはりOKと言わないと次へ進めないということだと思いますけども、今説明されたのだけでは、非常に量もたくさんあるし、現実の話、皆さん方が今まできっちりとやってきましたので、それほど間違いはないと思いますので、OKですというような形にするしかないと思います。ただ、検討するには大変量も多すぎて今の説明だけではわからないというのが事実です。

(会長)

事務局の方から何かありますか。

(事務局)

今回調査審議ということで変更素案をお諮りさせていただいているわけですが、今後の手続きといたしまして11月に調査審議をもう一度予定させていただいております、最後に来年になりますが、この場で付議ということで、あと2回程お諮りをさせていただきたいと考えております。

(会長)

私も同じことを感じたんですけども、先ほど委員が言われたように、我々はまだ来て間もないので、計画する過程での理由の部分の部分を簡単に言っていれば、それが正しいかどうかというのを我々が判断するんだと思います。それをきちんと審議を経て、理由があつて変更されたことで、今回があるということがわかるとたぶん皆さん納得してこれでOKだと思うんですけど、突然変更点だけ言われてもなかなか難しいところがあるかも知れません。もし次回そういう機会がありましたら、その辺りをかいつまんででも良いので、説明していただけると、委員の皆さんも分かりやすいかなと思っております。

他に委員の方で何かありますか。

(委員)

今と同じような話になるかもしれませんが、廃止しました、変更になりましたというのは、例えば廃止されたものが色々な時代の流れによって、新たに計画に乗ってくるということはあり得ることですか。

(事務局)

おっしゃる通り、昭和30～40年に都市計画決定をしたものについて、今、改めて見直しをかけておまして、人口ですとか、社会情勢が変わってきておりますので、当時は必要だと考えられていたものが、今はいらないではないだろうかということでの廃止が主でございます。逆に将来、地形や住んでいる住民の方が変わってきてまして、どうしてもそこに道路が必要だということであれば、改めて都市計画決定をして作るということは可能でございます。今回新たに作っておりますのが、区画整理地区内につきまして2路線を都市計画決定しておりますので、廃止して5～10年で新たにということになりますと、それはそれで厳しいものがあると思いますけれども、長い将来的には廃止になったものであっても、まったく同じものの復活ではなく、市として必要性が認められれば、県と協議いたしますし、地元とも協議する中で新たに決定をして作るということは全く不可能ではございません。

(会長)

他に何かありますでしょうか。

(委員)

用途地域の変更についてお尋ねします。用途地域の変更によって規制が緩くなる場所は、たいしたことないと思うんですけども、規制が厳しくなる部分です。例えば資料2-2の2ページですが、第一種住居地域から第一種低層住居専用地域に変更になると、特に建蔽率、容積率ですよ。特に容積率が200から80になっていくということになると、このハッチングかかっている部分、このエリアに個別説明はしているのでしょうか。

(事務局)

ご質問のありました箇所につきましては、変更による影響がかなり大きいということもございまして、こちらの方で、影響する地権者の皆さまお一人ずつに、ご説明に上がらせていただきまして、ご承知いただいた上で、このような素案とさせていただいてございます。

(会長)

委員の方から何かありますでしょうか。

(委員)

基本で申し訳ないんですが、都市計画路線の数字の意味を教えてくださいませんか。

(事務局)

数字が3つございまして、まず今回変更させていただく路線につきましては、すべて3から始まっております。最初の頭の数字につきましては、3というのがいわゆる幹線街路とよばれる区分のものでございます。このほかにつきましては、こちらには載っていないんですけども、自動車専用道路になりますと頭の番号が1番、それから歩行者専用の道路、いわゆる特殊街路と呼ばれるものになりますと頭の数字は8番というものがございまして、それから2番目の数字につきましては、こちらは代表幅員の規模で決定されておまして、例えば3になりますと、こちらが22m以上となっております、真ん中の数字が4のものにつきましては、代表幅員が16m以上のもの、5につきましては、12m以上のもの、そういった形で幅員が頭の番号がまず幹線道路かどうか、自動車専用道路なのかどうか、2番目の数字につきましては、その道路の代表幅員、最後の数字につきましては決定された順番ということで、道路番号という形になっております。中には変更等によりまして、番号が飛んでしまったものもございしますが、現状の決定された順番ということで最後の数字はふらせていただいております。

(委員)

資料1-1で、滑津跡部線3・5・17号で、資料の2-1のところでは、3・4・17号ですが、滑津跡部線の中で、代表幅員が4のところと5のところで分けてあるのでしょうか。

(事務局)

滑津跡部線につきましては、資料１－１につきましては、見直し計画の概要ということで、もともと決定路線は３・５・１７ということで代表幅員が１２ｍの道路として滑津跡部線は決定されておりましたが、資料２－２の２ページをご覧くださいなのですが、こちらにつきまして、平成２９年度に一部区間を廃止させていただいております。こちらの図中におきまして、ちょうど３・５・１５の中込田口線という道路から、斜め左下側に青い点線で川に向かって伸びている区間がございますけれども、こちらが平成２９年度に廃止させていただきました区間になります。こちらの廃止済みの区間につきましては、幅員が１２ｍということで決定されてございまして、その先、図中で言いますと真ん中から右上の方に滑津跡部線の残っている区間が伸びていますが、こちらが代表幅員１６ｍと決定されておまして、１２ｍと１６ｍの両方の区間を持つ路線であったのですが、１２ｍの幅員を持つ区間のほうが長かったということがございまして、もともとは３・５・１７、代表幅員１２ｍの都市計画道路ということで番号をふらせていただいてあったのですが、昨年度、この１２ｍ区間が廃止によりまして、残りは幅員が１６ｍの区間だけになってしまったことから、真ん中の番号を一つ繰り上げさせていただきまして、３・４・１７号滑津跡部線という形で決定されている状況でございます。

(委員)

今後変更によっては真ん中の数字が変わって、路線番号が固定されたものではないというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。都市計画の変更によりまして、その構造ですとか幅員等によりまして、また番号というものは変わってくるということになります。今年度も変更させていただく箇所でございますが、３・５・２５号取出中央線というところですが、野沢から跡部の方に伸びていく区間でございますけれども、こちらにつきましても代表幅員１２ｍということで、３・５・２５になっておりますが、変更区間につきましては１６ｍにし、現道に合わせて国道２５４号に合わせて変更させていただきたいと考えてございます。そういったしますと、こちらの３・５・２５も代表幅員が１６ｍの方が変わってくると思いますので、こちら変更の際には３・４・２５号として変更させていただく予定です。よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ございませんでしょうか。それでは、ご意見ありませんので、「佐久都市計画道路の変更（素案）」、「佐久都市計画用途地域の変更（素案）」につきましては、事務局案に基づき、事務手続きを進めていただきたいと思います。

なお、事務局には、委員の皆さんからいただきましたご意見につきまして、十分踏まえて、さらに検討されますことをお願いいたします。

《調査審議③ 佐久市緑の基本計画の改定（中間報告）について》事務局より説明

(委員)

今回の豪雨に関しては、公園整備だとかの中で色々なっていなかった。ここは田園地帯なので、田んぼをなくしちゃいけないと思っています。田んぼは、豪雨の時のダムだと思っている。

公園にしても、きちんとした整備をしていかないと、水がある程度浸透したり、色々保てないということが、一番問題になるので重要だと思っている。

原発に代わる太陽光といって皆がやりだして、農地や森林を伐採し、太陽光がそこら中にある。佐久市としても太陽光発電をやっているけれども、都市計画審議会で規制というか、農地だとか森林伐採をしてやってはいけないようなところを、公園緑地課が先頭になって見ていかないといけない。今後、佐久市における災害というのは、千曲川だとか、そういう水の災害が一番懸念される。地震は無いなんて言われてるけれど。

そういう面で、公園緑地課の皆さんが、きちんとした方向性をこれからきちんと打ち出して欲しいと思うのだけど、どういうふうに思っているのかお聞きします。

(事務局)

太陽光発電施設の関係でございますが、従前ですと、佐久市自然環境保全条例あるいは佐久市開発指導要綱で、指導・監視をしているところでございますが、委員のおっしゃるとおり、不安の声もお聞きしておりまして、現在、環境政策課の方で、要綱等の整備をしまして、平成30年9月1日より新たに策定いたしました、「太陽光発電設備に関するガイドラインおよび要綱」によって、従前以上に、指導・監視の方を強化していく、そのような手続きになっているところです。太陽光発電設備に関しては、この9月1日ということで、だいた佐久市の状況等も、変わっていくものと認識しています。

(委員)

認識は良いんです。しかし、こういうふうに関西の豪雨を見たときに、私らが一番気をつけなくてはいけないのはああいうことだと思います。ただ考えているだけでは全然前へ進まないなので、事前に手を打っていく。やはり都市計画審議会で、太陽光の森林の伐採にしても、これ以上森林を減らしてはいけないとか、そういう提案をしても良いような気もするんですよね。やっぱり農地だとか、そういうものは大事にしていかないと。ああいう土砂崩れだとかが起きたのは、やはり木の伐採により、周りのものも切っているから痛む。災害が起きやすいように、人間がしている。私は都市計画審議会においても、そういうものに対して、苦言、提案を申した方が良いような気がいたします。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

「太陽光発電設備に関するガイドラインおよび要綱」が、9月1日よりというお話を伺ったんですが、この指導・監視という意味が、どういう内容なのかというのを、説明していただけますか。

(事務局)

皆さんご存知の通り、太陽光発電施設の設置自身は自由な経済活動の中で行われておりまして、なんの理由もなく、やっちゃだめというものではございません。ですから、現在の法律や、規制の中で止められるという方向性のものになっていない。それをどうやってコントロールしていくのかというのが、現在行政ができる課題だと思っています。そんな中で私どもの課長からも説明がありましたが、今は都市計画課の方で、農地や雑種地に関しては「佐久市開発指導要綱」という要綱で、適正な開発のための指導をしています。山林原野に関しましては、私ども公園緑地課が所管しております「自然環境保全条例」という条例がございまして、それで適正な開発や事業展開をしていただくために、木を切ったり、水の計算だとか、防災設備の設置とか、そういったものを指導、監督している。適切な開発に向けて指導をしているという状態でございますが、今のままですと、まだ弱いので、この9月からは環境政策課の方で、それよりも、もう1歩進んで、太陽光発電に特化した形で、FIT法とか電気事業法の関係から申請が必要だったりしますので、それをやるというふうに手をあげる時点から、地元の皆さんと協議したり、佐久市の方に届出をしていただいて、注意事項を言っていくとか、そういった手続きを色々増やして、地域住民の皆さんに不安を与えないような努力をしていただく。また、新たに景観上の話など、今まで言ってなかったようなことも加えながら、そうはいっても先ほども申し上げましたが、自由な経済活動をあまりに阻害するようなことはできませんので、今ある法律の中で出来る限りのことを、やっていきたいと考えており、開発をしていただくためのルールづくりをしたということでございます。

(委員)

景観というお話をされたのですが、私は3年前に東京の方から佐久市に移住してきたんですけれども、佐久市のこの里山とか農耕地、田園風景、そういったものがとても素晴らしいものだと感じて、ここに住むように決めたわけですが、そういったものが、どんどん無くなっていくような状況が、生み出されているんじゃないかと。というのは、山林やなんかが、いつの間にか第3者に購入されて、かなり広い部分が、太陽光発電のターゲットになっているように聞いているんですけれども、そういう事によって、佐久市の財産が失われていくという事を、単なる監視とか、そういった手をこまねいているような状況ではないと思います。こういった景観というのは観光資源でもあるわけです。それをむげに、単なる業者の営利の為に、一度潰されてしまうと、100年200年っていう形で、失われた状態を戻す事はなかなかできないわけです。こういった大事な問題を、ただ手をこまねいているだけじゃ済まないと思います。そういったところが、みなさんも懸念されて、こういうお話をされていると思いますので、ここら辺は大変重要なことだと思いますから、今後規制できるような体制を整えていただきたいと思います。

(委員)

やはり太陽光発電施設は、水が浸透しない。高速の場合もそうですけれど、高速道路を作った、その下に家を作るとか、私はそういうものは絶対必要だと思うんですよ。佐久平のゴルフ場、あれがあのままになって、あの水がどこへいくか、急に流れてきたりと、それに対して何平米かに対してどのくらいの貯水の池を作るとか、そういうものも頭にいれて、考えていただきたいと思います。

(事務局)

私の説明不足ですいませんでした。先ほど申し上げた防災施設っていうものに関しましては、現状で指導している都市計画課で管理している「佐久市開発指導要綱」、また、私どもで所管しております「自然環境保全条例」におきましても、山林や田畑、農地で太陽光をやるときには、一定以上の大きさになれば、防災施設、まさにおっしゃられたような浸透施設を作って、1時間当たりの雨量で計算をしまして、そういったものにある程度耐え得るような防災施設を設置するというようなことを現在でもやっています。ただし、それがすべての太陽光発電施設に合致するものかということ、私どもは山林原野で木を守るとというのがメインでして、切り盛りをしたり、今の土地の形状が変わらないと、なかなか指導の対象にならなかつたりします。また、同じように、色々な条件であたる、あたらないというものがございましたので、そういったものを無くすために、9月1日から50kw以上のある程度の大きさの太陽光発電施設に関して、太陽光に特化して規制できるようなものを作りまして、今後そういったものを指導させていただくような形で作っている。現状精一杯のところまで、環境政策課の方でも踏み込んで、ぎりぎりのところで作っていると認識しております。

(会長)

現在、委員の皆さんから出されたことを踏まえながら、変えられてますよね。それで今回の骨子案で方針としている。非常に貴重な意見ができましたので、是非とも、これを元にもう少し練っていただければありがたいと思います。

(委員)

基本的なことですけど、お聞きしたいのですが、3-1に「対象範囲の緑、対象となる緑」って書いてあって、「本市では森林、河川、農地を含め、市街地と連続した緑を対象とすることが望ましい」というふうに書いてあるんですけども、河川は具体的にどんな感じのことを考えているのか。実際に河川の現状をみていると、アカシヤの木だけ。これで先ほどの洪水がでたら、土石流はないですけど、樹木は流されている。それを誰が手入れをするのか、維持メンテはどうするのか、ワークショップの中でも剪定をしてほしいという意見があったように、市に頼めばなんでもやってくれるのかというふうにもなる。チェックをして、維持メンテしていくにはどうしたらいいかということまでの素案っていうのは考えられて作る予定でいらっしゃるか。ただ、緑を増やせば良い、芝生を増やせば良いという話だと、絵に描いた餅になってしまうような気がします。

その辺の、河川と農地の一体化や連帯をどのようなことを具体的に考えられているか。まだ素案ですから、そこまで無いと言えましょうがないですけど、うたっているんですから、河川で緑、樹木がきたら、水害になってどうするのかといったところまで踏み込んで考えてくれてあるかどうか。あと、基本的に、緑、緑とおっしゃいますけども、前回も言いましたとおり、芝生だけなのか、低層の樹木なのか、ある程度高い樹木となれば、当然維持メンテはお金がかかる。アダプトで、皆さんに協力してくださいよっていう話の中で、アダプトは確かに良いですけども、それだけで全部がまかないきれいなというのが現実だと思います。それだったら、例えば、6月の第1日曜日を佐久市一斉清掃の日という形でしたら、例えば「佐久市緑を守る日」とか、やっぱり皆で少しでも緑を守るような対策方針っていうのを、基本路線の中にいれて物事を進めていかれたら良いかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃられる通り、水辺というか、河川についても、この緑の基本計画の中では含まれているものだと思いますし、先ほどおっしゃられた、アカシアの話とか、防災につながる話ですとか、後半は緑についての維持メンテっていう話だと思うんですけども、その辺も現段階では骨子案でございますので、素案に盛り込む中で、もうちょっと肉付けをしながら検討していきたいと思います。

(委員)

現段階ではそこまでは考えられていないということですね。

(事務局)

はい。よろしくお願いします。

(委員)

今のとか、先ほどの太陽光発電の関係、資料3-2の施策の柱1で説明していると思うんですが、「いまある自然のみどりを「守る」観点から、地球温暖化の防止や国土の保全、生物多様性の保全など、グローバルな視点から身近なローカルな視点まで幅広い空間スケールで、森林や農地、河川を含むみどりの機能・役割を捉え、それらの保全を図るための施策を展開します。」ということで、その後の個別、具体的な対応については、この後考えていくというふうに捉えたのですが違いますでしょうか。

(事務局)

おっしゃる通りでございます。現在、骨子案の段階ですので、これからそれに向けてどういったものを肉付けしていくのかというのを、この先、パブリックコメント等の過程を踏まえる中で、作成していきたい。現段階はそういう段階でございます。

(委員)

ついでに、私の個人的な感覚で、今その資料3-2のところの、施策の柱を読んで、「緑を使う・生かす」の生かすが、その施策方針のところの(3)、(4)活用っていう活かすの方が妥当のような気がするのですが、そこらへんはあえて「生かす」「生」の方がいいよっていう考えで、これを使っているのかどうか。それとこの一番左側の基本方針のウが切れているので、それをまた直していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。施策の柱4の「生かす」につきましては、実はあえてこれをチョイスしております。どっちがいいかなという話はあったんですけども、あえて「生かす」でやっておりますので、今後今受けたお話も受けまして、もう一回よく検討しまして、次回にお諮りさせていただきたいと思います。また、資料については大変失礼いたしました。ウの「パートナーシップによる健やかな緑づくり」の「づくり」が消えておりました。申し訳ございませんでした。

(委員)

先ほど質問した件ですけれども、実際に山林やなんかが、第3者に購入されているという事実の把握はどのようにされているんですか。開発の話が来ないとわからないんですか。

(事務局)

基本的に大規模な土地の取引があれば、それは国土利用計画法に基づき、企画課の土地調整係の方で把握してます。その内容を庁内、関係課で情報を共有するような流れになってございます。

(委員)

実際はどの程度そういう所があるんですか。そういう可能性のあるエリアというのが。香坂ダムの周辺では、太陽光発電の可能性があって、相当業者に買われているというふうに聞いていますが。そういったことが実際に、どの程度事前に把握されているかっていうことが、大事な話だと思います。事前に手が打てない状況で、いつの間にか、広大なエリアを買われてしまって、先ほどのように、法的には何もできないんだという状況が作り出されていくことに対する手立てをどうやってするかというのを、やはり考えていただかないと。だからまず現状を把握していただくというのは、非常に大事だと思います。

(事務局)

ただ今いただいたご質問、問題点、まさにその通りだと思います。現状におきまして、取得される可能性のある所が、どのくらいあるのかというのは答えるのに大変難しい話ではあるんですけれども、先ほどから公園緑地課の方から、説明申し上げている新要綱あるいは新しいガイドラインの策定の主旨といたしましては、まさに委員さんおっしゃるとおりでございまして、基本的には土地の取引が済んで、農振だとか様々な手続きが済んでから、開発の手続きに入るのですが、その時点で指導したのでは遅いという状況がございますので、その土地取引がなされるようなタイミングにおいて、こちらの方に、事前の協議や地元の説明をしてもらうということが骨子になっている状況でございます。

基本的に太陽光発電の発電設備の設置を含めまして、個人の土地利用になってまいりますので、やってはいけないという形で規制をかけるのは、これは慎重に考えなければいけないと考えておりますが、今申し上げたように、なるべく早めに事前協議をさせたり、開発指導要綱や自然環境保全条例の中では、その後のフォローアップっていうのはなかなか出来なかったのですが、今回作りました新たな要綱におきましては、日常的な管理の問題、それから事業廃止後の撤去の問題、こういった部分についても、指導ができるような形で作り込みしております。

つまり、直接的に規制はできないのですが、より細部にわたって、届出をさせることによって、極力、規制と同じ効果が上がるように手続きのハードルを上げて、大事な環境が守られるように地域の合意を得たり、周辺の皆さんが理解した上で、太陽光発電設備の設置が進むように運用して参りたいというふうに考えているところでございます。

(会長)

ありがとうございます。骨子案についてのご質問とかはありませんでしょうか。

それでは、他にご意見もありませんので、「佐久市緑の基本計画の改定（中間報告）について」は、事務局案に基づき、事務手続きを進めていただきたいと思います。

なお、今回色々な意見がでましたので、是非ともそれをくみ取っていただいて、新たな素案作りのほうに進んでいただければと思います。

(4) その他

4 閉会